



島根県報

令和7年9月12日（金）

号外 第 8 8 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始	(")	3

告 示

島根県告示第520号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	431号	松江市美保関町森山1088番3地先から同1089番1地先まで	前	メートル 7.96～ 25.34	92.45	松江県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	7.96～ 42.61			
"	485号	松江市美保関町森山39番3地先から同1088番2地先まで	前	7.96～ 25.34	92.45	松江県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	7.96～ 42.61			
県 道	野地鎌手停車場線	益田市西平原町505番5地先から同町558番8地先まで	前	5.00～ 35.22	409.00	益田県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	5.00～ 43.50			
"	知夫島線	隠岐郡知夫村字アマガ浦453番1地先から同461番2地先まで	前	14.40～ 19.28	50.21	隠岐支庁県土整備局	災害防除工事 拡幅
			後	14.40～ 31.46			

島根県告示第521号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市美保関町森山1088番3地先から同1089番1地先まで	メートル 92.45	令和7年 9月12日	松江県土整備 事務所	
〃	485号	松江市美保関町森山39番3地先から同1088番2地先まで	92.45	令和7年 9月12日		
〃	184号	出雲市佐田町高津屋499番2地先から同49番5地先まで	102.12	令和7年 9月12日	出雲県土整備 事務所	
県道	野地鎌手停車場線	益田市西平原町520番1地先から同町558番8地先まで	255.00	令和7年 9月12日	益田県土整備 事務所	